

平成 25 年度以降の臨床研修における対応

1. 平成 21 年度の制度改正により基幹型臨床研修病院とみなされた単独型臨床研修病院又は管理型臨床研修病院のうち指定基準を満たさないもの（いわゆる激変緩和措置の対象となる病院）について

〔 激変緩和措置は廃止し、新たな指定基準を設定 〕

激変緩和措置は、平成 24 年度から臨床研修を開始する研修医の募集期間まで適用し、平成 24 年 3 月 31 日をもって廃止する。

ただし、年間入院患者数 3,000 人の基準を満たさない病院については、個別に訪問調査を行い、適切な指導・管理体制があり、研修医が基本的な診療能力を修得することができると認められる場合は、基幹型臨床研修病院としての指定を継続する。その際、継続後も訪問調査を行い、適正を確認することとする。

2. 臨床研修病院の指定の取消しについて

〔 必要な症例に係る基準の明確化 〕

2 年以上にわたり年間入院患者数が年間 3,000 人に満たない場合には、基幹型臨床研修病院の指定基準に適合しないものとする。

※平成 21 年度の制度改正後に指定された基幹型臨床研修病院が対象